

令和7年度 6次産業化関係補助金の事務の流れ

	事務の流れ	事業者 対応	生産基盤持続化整備事業補助金			来訪者受入環境整備事業補助金	
			原料生産力強化事業	気候変動対策事業	6次産業化体制整備事業		
1	事業開始	◎	令和7年4月以降 (交付決定より前に事業を開始する場合は申請時に「交付決定前着手届」を提出のこと)				
2	交付申請	◎	【共通様式】・補助金等交付申請書(規則第1号様式、 <u>要押印</u>) ・事業計画書 ・事業予算書 ・見積書等の写し(原則、2社以上) ・納税対応状況申出書 ・交付決定前着手届(交付決定前に事業開始する場合のみ)				
			・植栽計画図面 ・生産計画書 ・経費内訳表(該当者のみ)		・醸造計画書		
3	交付申請締切		令和7年10月末				
4	交付決定 (補助指令)		余市町役場から申請者へ「補助指令書(規則第2号様式)」を送付 (申請締切日から1か月程度を目安)				
5	事業実施	◎	令和8年1月31日までに事業完了 (事業内容に変更があれば、完了前に「補助事業等変更承認申請書(規則第3号様式)」を提出のこと)				
6	実績報告	◎	【共通様式】・令和7年度補助事業等実績報告書(規則第7号様式、 <u>要押印</u>) ・事業実績書 ・事業精算書 ・納品書、請求書、領収書等その他事業に要した経費が明らかとなる書類の写し ・成果品、整備実績写真等				
7	実績報告締切		令和8年2月28日 (事業内容に変更があれば、完了前に「補助事業等変更承認申請書(規則第3号様式)」を提出のこと)				
8	額の確定を通知		余市町役場から交付決定者に「補助金等の額の確定通知書(規則第8号様式)」を送付 (実績報告から2週間程度を目安)				
9	補助金の支払請求	◎	余市町役場から送付された「額の確定通知書(規則第8号様式)」の写しをとり、 <u>住所・氏名・振込先を明記し押印</u> のうえ提出				
10	支払い		余市町会計管理者から指定口座に、支払請求から30日以内に振り込み				